

佐渡市情報配信一元管理システム構築工事
公募型プロポーザル実施要領

令和2年9月

佐渡市役所 防災管財課

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 工事名
佐渡市情報配信一元管理システム構築工事
- (2) 工事内容
「佐渡市情報配信一元管理システム構築工事仕様書」(以下「仕様書」という。)の
とおり
- (3) 工事場所
佐渡市が指定する場所
- (4) 工期
契約締結の日から、令和3年3月26日まで
- (5) 提案限度額
本業務の提案限度額は、27,720,000円(税込)を超えないこと。

2 参加者に求められる資格要件

本件の公募型プロポーザルへの参加者は、以下の要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(一般競争入札の参加者の資格)で規定する参加させることができない者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者でないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中の者でないこと。
- (4) 佐渡市における2019-2020年度建設工事入札参加資格者名簿「電気通信」に登録されていること。
- (5) 新潟県内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (6) 佐渡市内に保守拠点を有している者であること。
- (7) 平成27年度から5年間に、新潟県内をはじめとした全国の自治体において、仕様書に示す業務に類似した業務を履行した実績を有していること。

3 問い合わせ先

〒952-1292

新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市役所 防災管財課防災安全係

電話 0259-63-3125

FAX 0259-63-3300

e-mail s-bosai■city.sado.niigata.jp

(メール送信時は■を@に置き換えて送信すること)

4 選定スケジュール

本件の公募型プロポーザルに関するスケジュールは、次のとおりとする。

なお、以下の表に記載する期日等に変更が生じた場合は、参加者に対して、あらかじめ期日等を通知する。

内 容	日 程
公募開始（公告・HP掲載）	令和2年9月7日（月）
参加申請受付期限	令和2年9月18日（金）午後5時まで
参加資格審査・結果通知	令和2年9月23日（水）午前9時以降
仕様書等の質問受付期限	令和2年9月25日（金）午後1時まで
仕様書等の質問への回答	令和2年9月28日（月）午後5時
提案書提出期限	令和2年9月30日（水）午後5時まで
ヒアリング	令和2年10月 上旬予定
選定結果通知	令和2年10月 上旬予定
契約締結	令和2年10月 上旬予定

5 参加申請の手続

本件の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の「(1) 提出書類」のAからEの書類により参加申請を行うこと。

(1) 提出書類

- A プロポーザル参加申請書（様式第1号）
- I 秘密保持誓約書（様式第2号）
- U 提案企業概要（様式第3号）
- E 情報配信一元管理システム構築実績一覧（様式第4号）

(2) 提出期限及び提出方法

令和2年9月18日（金）午後5時までに、上記（1）で示す提出書類一式を「3 問い合わせ先」の場所に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、提出期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、提出期限までに必着とすること。

なお、提出期限までに提出しない者は、本件の提案に参加することができないものとする。

(3) 参加資格審査結果の通知

本市は、参加申請者が提出した各種書類に基づき審査を行い、参加の可否を決定し、令和2年9月23日（水）午前9時以降に、プロポーザル参加資格確認結果通知書を電子ファイルにて、参加申請書に記載する、「担当者連絡先」の「e-mail」（以下、「連絡先 e-mail」という。）に送信して交付する。なお、参加申請者は、提出した各種書類に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第5号）」を書面で提出すること。

6 質問及び回答

質問及び回答に関する手続は、下記のとおりとする。

(1) 質問方法

「5 参加申請の手続」に示すプロポーザル参加申請の手続を行った者のうち、公募型プロポーザル等の手続（仕様書などの資料に関する事項を含む。）に関する質問がある場合は、令和2年9月25日（金）午後1時までに、「質問書（様式第6号）」の電子ファイルを「3 問い合わせ先」に示す e-mail に送信して提出すること。

(2) 回答方法

令和2年9月28日（月）午後5時までに、参加者全員の連絡先 e-mail に送信して回答する。なお、質問に対する回答は本実施要領の追加又は修正とみなす。

7 提案書の提出

本件のプロポーザルに関する提案書の提出に関する手続は、次のとおりとする。

(1) 提出書類等

参加者は、提案書を作成のうえ次のア及びイにより提出すること。なお、提案書の作成等に関する事項は、「佐渡市情報配信一元管理システム構築工事 提案書作成要領」（以下「提案書作成要領」という。）に示すとおりとする。

ア 提案書 8部

イ 提案書の電子ファイルを収納した CD-R 1枚

(2) 提出期限及び提出方法

令和2年9月30日（水）午後5時までに、上記（1）で示す提出書類一式を「3 問い合わせ先」の場所に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、提出期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、提出期限までに必着とすること。

(3) 留意事項

ア 提案書の提出は、1提案者につき1案とする。

イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

ウ 参加申請書を提出した者であっても、提出期限までに提案書の提出がなかった場合は提案への参加を辞退したものと見なす。

8 提案書の評価

提案書の評価に関する手続は、次のとおりとする。

- (1) 「7 提案書の提出」に示す提案書の提出後、「業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書を「佐渡市情報配信一元管理システム構築工事 業者選定基準書」（以下「選定基準書」という。）に基づき評価する。
- (2) 選定委員会による評価は、非公開で行う。
- (3) 選定基準書に示す提案書の評価項目と配点は、以下の表のとおり。

区分	評価項目	配点	説明
技術要素	1 企業概要・実施概要・実施体制・業務実績	100	企業規模・作業構成・役割分担・スケジュール・類似業務実績などからプロジェクト遂行能力・体制を評価する。
	2 要求仕様の理解度	300	仕様書に記載した各要求仕様の実現方法や提案内容を評価する。
	3 運用性	100	操作性や運用負担を軽減する機能を評価する
	4 セキュリティ	100	
	5 追加提案	100	仕様書に記載した本市の要求事項以外の提案について評価する。
	保守サポート		現地駆け付け体制など
価格要素	6 整備経費	150	本業務にて行う施設整備に係る必要経費に関して提案内容を評価する。
	7 保守経費	150	本業務にて整備を行った設備の運用に係る必要経費に関して提案内容を評価する。
評価点		1000	

9 ヒアリング

ヒアリングは次のとおりとする。

- (1) ヒアリングの目的
選定委員会において、提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため、参加者に対するヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリング日時

令和2年10月上旬、本市が指定する日時に実施する。なお詳細は、連絡先 e-mail に送信して通知する。

(3) ヒアリング場所

本市の指定する場所。なお詳細は、連絡先 e-mail に送信して通知する。

(4) 参加人数

1社5人以内とする。

(5) ヒアリング時間

1提案55分以内（準備5分、プレゼンテーション20分、デモンストレーション10分、質疑応答15分、後片付け5分を目安とする。）とする。

(6) デモンストレーション

操作方法など、画面操作方法に関するデモンストレーションを実施すること。その際に必要な機材は参加者が用意すること。

(7) その他

ア ヒアリングで使用するプレゼンテーション用資料の作成などについては、「提案書作成要領」で示すものであること。

イ 必要な機器類は全て参加者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

なお、参加者が持ち込んだ機材の不具合・故障等によるヒアリング時間の延長及び説明のやり直しは認めない。

ウ ヒアリングは非公開で行う。

10 候補者の決定

「9 ヒアリング」に示すヒアリングの終了後、選定委員会を開催し、提案を客観的かつ総合的に評価・採点し、提案限度額の制限の範囲内で最も高い提案をした者を候補者とする。

(1) 候補者決定基準

本件のプロポーザルに関する受託候補者の決定に関する基準は、「業者選定基準書」による。

(2) 提案書の評価

選定委員会において、「選定基準書」に基づき評価する。なお、評価は「8 提案書の評価」及び「9 ヒアリング」により実施する。

(3) 候補者の公表等

候補者については、ホームページ等により公表する。また、選定結果については、候補者の決定後速やかに、参加者全員の連絡先 e-mail に送信して通知する。交渉権第2位以降となった者については、順位を通知内容に加える。

1 1 提案者の失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 「2 参加者に求められる資格要件」に示す提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 選定委員会によるヒアリングに遅れた者
- (3) 「参加申請書を提出した日」から「選定委員会において選考が終了するまで」の間に選定委員又は事務局に不正な接触を行った者
- (4) 提案書に虚偽の記載をした者、又は提案書作成要領に違反する表現をした者
- (5) 提案書作成要領様式第5号「必要経費明細書」の「整備経費」にて合計27,720,000円(税込)を超える提案をした者
- (6) 「8 提案書の評価」に示す評価点の得点率が60%未満の者

1 2 契約の締結

- (1) 選定委員会で選定された最も優れた提案の提出者に対し、佐渡市情報配信一元管理システム構築工事に係る工事請負契約の第1位交渉権が与えられる。
- (2) 市長は、第1位交渉権を与えられた者と工事請負契約の締結交渉を行う。
- (3) 第1位交渉権を与えられた者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は、第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- (4) 契約手続、契約書は、佐渡市財務規則の規定に定めるところによる。提案内容と合意内容に基づいた特記仕様書を添付する。
- (5) 佐渡市は、契約締結後においても、請負者の本提案における失格事項又は不正が認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

1 3 プロポーザルへの参加等に要する費用

本件のプロポーザルに関し、提案者に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。